

2020年5月20日

総務省自治行政局地域政策課 特別定額給付金室 御中

大阪城公園よろず相談
釜ヶ崎センター開放行動
釜ヶ崎パトロールの会
長居公園仲間の会
ねる会議
聖公会野宿者支援活動・渋谷
渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合(のじれん)
女性ホームレスグループ・ノラ
山谷労働者福祉会館活動委員会
山谷争議団

連絡先: XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

野宿生活者・ホームレスの人たちに対する特別定額給付金についての要望

わたしたちは、大阪や東京で活動する日雇労働者・野宿生活者・ホームレスの当事者と支援者の団体です。コロナ禍で、日雇いの仕事がなくなり、民間団体の炊き出しは激減し、日雇労働者や野宿生活者、ホームレスの人たちは瀕死の瀬戸際にあります。役所の福祉窓口で紹介される施設や無料低額宿泊所は、相部屋や貧困ビジネスの宿泊所などがほとんどで、感染リスクも懸念されるため、どうにか続けてきた野宿やホームレスの生活にとどまる人は少なくありません。

今回の特別定額給付金事業を実施するにあたって、野宿生活者やホームレスの人たちも給付対象として言及されています。総務省から各自治体の特別定額給付金担当へ通知された「ホームレス等への特別定額給付金の周知に関する協力依頼について」(2020年4月28日)の事務連絡では、「住居を得て住民登録を行うことが難しいときも、自立支援センター等が生活の本拠たる住所として認定される場合があります。」とあります。しかし、現在、自立支援センターの多くは満室の状態です。

また、「住所の認定については、個別具体の事案に即し、生活の本拠であるかどうかを総合的に判断して決定されるものなので、各市区町村において判断いただく必要」とあります。わたしたちは、渋谷区、台東区、東京都、大阪市の給付金担当窓口を訪れ、野宿生活者、ホームレスの人たちがどのように給付されるのか問い合わせたところ、住民基本台帳に記載されていることを基準としていること、そして、テントや路上などの「住所の認定」は「国が認めない限り難しい」という回答でした。

野宿生活者やホームレスの人たちが、住民基本台帳に記載されていない状態でも、現在居る自治体で給付を受けられるようにするために、以下を要望します。

- ① 野宿生活者やホームレスの人たちを、住民基本台帳に記載されていない事で給付対象外としないこと。
- ② 野宿生活者やホームレスの人たちのために、窓口で速やかに完了できるような簡素な手続きと現金手渡しで支給できるよう整備をすること。
- ③ 住所の認定について、テントや路上などの生活の本拠、及び、現在いる市区町村の役所の住所で、特例的な住所登録を可能とすることを、各市区町村に指示すること。

住民基本台帳に記載されていない状況でも給付金がいきわたるよう、早急に検討することを求めます。

以上